

「定額減税しきれないと見込まれるかた」への給付金（調整給付金）について

- ・デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。
- ・その際、定額減税しきれないと見込まれるかたに対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。※1

※1 令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

1. 支給対象者・支給金額例

- ・所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれるかた。
- ・支給金額の具体例は、以下のとおりです。

【例】4人家族で、うち1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合※2
⇒・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
・定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。

※2 所得税および個人住民税において、扶養親族等として申告されているかたが、定額減税および調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁ホームページや総務省ホームページをご覧ください。

2. 給付金の支給手続き

対象者のかたには、町から **確認書** をお届けします。（7月下旬発送予定）

- ・給付金を受取るには、**返信が必要**です。
- ・確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。

審査の上、順次、給付金を口座振込します。

※町が確認書を受理した日から3週間後が目安です。

❗ 調整給付金を装った詐欺などにご注意ください。

問合せ＝税務課 住民税係 ☎76-5131

交通遺児等援護金の給付について

埼玉県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に援護金を給付しています。
※「交通遺児等」とは、18歳以下のかたで、保護者が交通事故により、死亡または重い障害を負ったかたをいいます。

給付額＝子ども1人につき10万円（1回のみ）

給付時期＝①11月 ②令和7年5月

提出期限＝①8月30日(金)まで

②令和7年2月28日(金)まで

申請書＝総務課または介護福祉課窓口で配布

提出先＝みずほ信託銀行株式会社浦和支店
（さいたま市浦和区高砂2-6-18）に郵送または持参

問合せ＝埼玉県交通安全対策協議会

☎048-825-2011

埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課

☎048-830-2955

令和6年度低所得世帯臨時特別給付金のご案内

令和6年度において新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

さらに対象世帯のうち、18歳以下のこどもがいる世帯に対しては、こども1人につき5万円を加算します。

- ・次の世帯については**支給対象外**です。
 - （1）住民税が課税されているかたの扶養親族のみで構成される世帯
 - （2）**令和5年度住民税非課世帯に対する臨時特別給付金（7万円）または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金（10万円）を受給している世帯**
- ※未申請の世帯や受給を辞退された世帯も含まれます。

【対象となる世帯】

令和6年6月3日時点で美里町に住民登録があり、次の（1）から（3）に該当する世帯

- （1）世帯全員が「令和6年度住民税均等割が非課税」である世帯
- （2）世帯全員が「令和6年度住民税均等割のみ課税」である世帯
- （3）世帯員が「令和6年度住民税均等割のみ課税」のかたと「令和6年度住民税が非課税」のかたのみで構成される世帯

※均等割のみ課税世帯とは

「均等割」は所得の多少にかかわらず一定の所得があるかたに負担していただく税（美里町では4,000円（町民税3,000円、県民税1,000円）で、「所

得割」は所得金額に応じて負担していただく税です。

均等割のみ課税世帯とは、この住民税「均等割」だけが課税されているかたがいる世帯を指します。

【必要な手続き】

7月中に、対象となる世帯へ「確認書」を発送します。内容を確認し、返信用封筒で美里町役場に返送ください。確認書の返送期限は9月30日(月)までとなります。

【注意事項】

- ・単身世帯のかたが、確認書の返送を行う前に死亡した場合、死亡した時点で受給する権利が消滅してしまうため、親族のかたであっても給付を受けることはできません。

❗ 臨時特別給付金を装った詐欺などにご注意ください。 問合せ＝介護福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

献血にご協力ください

献血は、少しの時間でできる命を救うボランティアです。皆さまの温かいご協力をお願いします。

また、骨髄バンクのドナー登録も同時にできます。ドナー登録だけでも受け付けておりますので、1人でも多くの患者さんの生命を救うため、合わせてご協力をお願いします。

【日 時】 7月30日(火) 午前9時30分～正午、午後1時15分～4時

【場 所】 美里町役場 防災倉庫西側駐車場

	200ml全血献血	400ml全血献血	骨髄ドナー登録
年 齢	16～69歳 男性：年間6回以内 女性：年間4回以内	男性：17～69歳（年間3回以内） 女性：18～69歳（年間2回以内）	・18～54歳 ・骨髄、末梢血幹細胞の提供の内容を十分理解しているかた
体 重	男性：45kg以上 女性：40kg以上	50kg以上	男性：45kg以上 女性：40kg以上

※400ml全血献血をするためには、前回から男性は12週間、女性は16週間経過していなければなりません。

※200ml全血献血をするためには、前回から男性・女性ともに4週間経過していなければなりません。

※65歳以上のかたの献血については、60～64歳の間に献血経験があるかたに限ります。

問合せ＝住民保険課 健康推進係 ☎76-1366